

発議第 1 号

議案第 32 号令和 7 年度日南町病院事業会計補正予算（第 5 号）に対する付帯決議

上記の議案を、日南町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日

提出者 日南町議会議員 大 西 保

賛成者 日南町議会議員 櫃 田 洋 一

同 荒 木 博

同 岩 崎 昭 男

同 高 橋 洋 志

同 近 藤 仁 志

議案第 32 号令和 7 年度日南町病院事業会計補正予算（第 5 号）に対する付帯決議（案）

議案第 32 号令和 7 年度日南町病院事業会計補正予算（第 5 号）に対して、次の意見を付すものとする。

本案については、これを可決する。しかしながら、今回の補正予算に計上された給与費については、執行部においてその不足を早期に把握し得たにもかかわらず、年度末の 3 月定例会まで提案がなされなかった事実は、適切な予算管理を欠くものと言わざるを得ない。

予算は、事態の発生後速やかに計上し、議会の審議に付すのが原則である。給与費という極めて基礎的な経費において、不足状態を放置し、年度末に一括して精算的に提案する手法は、議会の予算審議権を形骸化させるものである。

よって、執行部においては、今回の事態を重く受け止め、以下の事項を厳守することを強く求める。

今後の予算編成及び執行にあたっては、財政状況の正確な把握に努め、補正の必要が生じた際は、適時適切に提案を行うこと。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 5 日

鳥取県日野郡日南町議会